

市町村児童家庭相談業務調査結果（暫定版）における
特徴的な自治体

※ここで記載した自治体は、問3は条件に合致した唯一の市町村、
問4以降は、村、町は一番人口の少ない自治体、市は一番人口
の多い自治体を順に記載。

○問3. 主たる相談窓口の担当職員について

①児童福祉司たる資格を有する者（②、③又は④に該当する者を
除く）

- ・ 児童家庭相談担当職員4名すべて①かつ正規職員（兼任）
（山形県 鮭川村）
- ・ 児童家庭相談担当職員1名すべて①かつ正規職員以外かつ兼任
（北海道 下川町）
- ・ 児童家庭相談担当職員6名すべて①
（兵庫県 尼崎市）

②医師

- ・ 正規職員の医師が兼務で対応
（兵庫県 神戸市）

③社会福祉士

- ・ 児童家庭相談担当職員3名すべて③
（沖縄県 多良間村）

④精神保健福祉士

- ・ 児童家庭相談担当職員2名のうち1名が④
（岐阜県 東白川村）
- ・ 児童家庭相談担当職員2名のうち1名が④
（島根県 柿木村）
- ・ 児童家庭相談担当職員5名のうち4名が④
（福岡県 久山町）

- ・ 児童家庭相談担当職員 3 名のうち 1 名が④かつ正規以外かつ兼任

(京都府 福知山市)

⑤保健師・助産師・看護師（①に該当する者を除く）

- ・ 児童家庭相談担当職員 9 名すべて⑤

(徳島県 那賀町)

- ・ 児童家庭相談担当職員 15 名すべて⑤

(栃木県 大田原市)

⑥教員免許を有する者

- ・ 児童家庭相談担当職員 7 名すべて⑥

(北海道 鹿追町)

- ・ 児童家庭相談担当職員 4 名すべて⑥

(北海道 網走市)

⑦保育士

- ・ 児童家庭相談担当職員 2 名すべてが②でかつ専任

(北海道 更別村)

⑧ ①から⑦に該当しない心理職

- ・ 児童家庭相談担当職員 1 名が⑧かつ正規職員

(滋賀県 能登川町)

⑨ ①から⑧に該当しない福祉職

- ・ 児童家庭相談担当職員 3 名すべて⑨

(北海道 美幌町)

- ・ 児童家庭相談担当職員 3 名すべて⑨

(静岡県 御殿場市)

⑩ ①から⑨に該当しない社会福祉主事

- ・ 児童家庭相談担当職員 3名すべて⑩

(北海道 浦臼町)

⑪ ①から⑩に該当しない一般行政職

- ・ 児童家庭相談担当職員 6名すべてが⑪

(宮崎県 高原町)

- ・ 児童家庭相談担当職員 5名すべてが⑪

(鹿児島県 日置市)

⑫その他

- ・ 児童家庭相談担当職員に県警OB

(埼玉県 都幾川村)

- ・ 児童家庭相談担当職員 1名すべて⑫で教育相談員

(高知県 越智町)

- ・ 児童家庭相談担当職員 3名すべて⑫で非常勤嘱託

(鹿児島県 鹿児島市)

○問4. 外部人材の活用による助言について

- ・ 保健師

(東京都 利島村)

- ・ 実施なし

(新潟県 新潟市)

○問5. 相談処理件数

- ・ 養護相談のうち児童虐待相談 多い

(熊本県 泉村、大阪府 熊取町、大阪府 堺市)

- ・ 保健相談 多い

(長野県 南箕輪村、茨城県 総和町、大阪府 堺市)

- ・ 非行相談のうちぐ犯行為等相談 多い
(熊本県 泉村、千葉県 成田市)
- ・ 非行相談のうち触法行為相談 多い
(福岡県 中間市)

○問6. 受理会議について

(1) 開催頻度

① 随時開催

(新潟県 粟島浦村)

② 定期開催

月2回

(東京都 神津島村)

月2回

(北海道 南幌町)

③ 不開催

(大阪府 堺市)

○問8. 夜間・休日の対応

① 相談担当の職員が宿日直により対応

(沖縄県 渡嘉敷村、島根県 知夫村、
長野県 北相木村、北海道 喜茂別町、
京都府 伊根町、福岡県 山田市、石
川県 羽咋市)

② 夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして相談担当の職員が対応

(長野県 美麻村、山梨県 大和村、北
海道 大滝村、三重県 紀和町、北海
道 生田原町、北海道 三笠市、石川
県 珠洲市)

③相談担当の職員以外の職員（守衛等）が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応

（福島県 檜枝岐村）

④複数の市町村、都道府県の福祉事務所等が広域で連携し、輪番制により担当（児童相談所と）

（三重県 白山町）

⑤民間の相談機関に対応を委託

（福井県 敦賀市、高知県 越知町）

○問 9. 業務マニュアルについて

・業務マニュアルを独自で作成

（徳島県 東祖谷山村、三重県 宮川村、山梨県 山中湖村）

・策定予定なし

（愛媛県 松山市）

○問 10. 研修の受講状況について

・平成17年3月22日・平成17年7月22日（予定）

（和歌山県 北山村）

・受講予定なし

（新潟県 新潟市）

○問 11. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について

・①児童相談所等の職員による市町村職員研修の実施

（鹿児島県 三島村）

・②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言

（和歌山県 花園村）

- ・ ③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加
(北海道 大滝村)
- ・ ④年間を通じて県職員が市町村へ派遣される
(高知県 北川村、岐阜県 白川村、
長野県 開田村、三重県 紀和町、
北海道 中富良野町、女満別町、福
岡県 山田市、三重県 熊野市)
- ・ ⑤定期的に児童相談所職員が市町村へ派遣される
(岐阜県 白川村、東京都 新島村、
山梨県 鳴沢村、三重県 紀和村、
北海道 歌登町、香川県 直島町、
長野県大町市、北海道 赤平市)
- ・ ⑥児童相談所への市町村職員の派遣
(福岡県 矢部村、北海道 生田原町、
福岡県 上陽町、三重県 熊野市、
三重県 尾鷲市)
- ・ ⑦国の指針とは別に、都道府県独自の市町村向けの「児童家庭
相談マニュアル」や「指針を策定」
(鹿児島県 三島村)
- ・ ⑧その他 3歳児健診時に児童相談所職員を派遣してもらった
(群馬県 片品村)
- ・ ①から⑧まですべて実施していない
(愛知県 一宮市)